

ID: 1022

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	職親委託措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第3号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第3号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日